

泉町地域サポーターズ会則

第一章 総則

〔名称〕

第1条 本会は、泉町地域サポーターズ（以下「本会」という）と称する。

〔目的〕

第2条 本会の目的は、栗生田・泉町地域の歴史と文化を継承するとともに、地域の絆を更に深めるため、諸行事を主催する組織団体並びに各種団体との連携を図りながら次のことを行う。

- (1) 栗生田・泉町地域の祭典等が円滑に遂行するための応援支援活動、町内〔子供〕神輿の組立、櫓の組立、各種地域行事のサポート、町内〔子供〕神輿及び大神輿の担ぎ手の確保、その他応援支援に要する諸準備等。
- (2) 栗生田・泉町地域の祭典等の普及啓発活動。
 - 1 夏祭り、正達地蔵尊縁日等の普及啓発等
 - 2 神輿の担ぎ手の普及啓発等
- (3) 栗生田・泉町地域の年中行事の承継活動。
 - 1 七五三縄づくり技術承継
 - 2 四目垣づくりの技術承継
 - 3 餅つきの技術承継
 - 4 その他地域伝統行事の承継
- (4) 栗生田・泉町地域の昔を伝承する活動。
 - 1 おかしばなしを聴く会
 - 2 地域の歴史と文化を訪ねる会
 - 3 その他伝承活動
- (5) 政治・宗教・営利を目的とした活動はしない。

〔会員〕

第3条 本会の目的に賛同し、その目的に必要な活動を行える次の者を会員とする。

- (1) 会員は、個人及び地域に存する団体〔組織〕に所属の個人で構成される。
- (2) 会員は、入会及び退会する場合、書面にて提出し、会の承認を得ること。
- (3) 会員は別に定める年会費を世帯単位で納めること。

〔部会〕

第4条 本会の目的を果すために次の部会を設ける。

- (1) 企画総務部会
地域文化の高揚を図るため、普及啓発活動・技術承継に必要な企画立案とその運営を行う。
- (2) 事業部会
 - 1 栗生田・泉町地域の祭典等の応援支援を行う。
 - 2 町内〔子供〕神輿及び大神輿の担ぎ手の普及啓発を行う。
 - 3 町内〔子供〕神輿並びに屋台の警護等の応援支援を行う。
- (3) 必要に応じて新たな部会をつくることを可能とする。

〔役員〕

第5条 本会には次の役員を置く

- | | |
|----------|-----|
| (1) 相談役 | 若干名 |
| (2) 会長 | 1名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 2名 |
| (5) 部会長 | 若干名 |
| (6) 監事 | 1名 |

〔役員を選任〕

第6条 役員は、会員の中から互選により選出する。ただし、監事は他の役員と兼務することはできない。

〔役員職務〕

第7条 相談役は、本会の目的達成のため必要な意見具申を行い本会役員顧問に応ずる

- 2 会長は本会を代表し会務を総括する。
- 3 事務局長は、代表を補佐し本会の運営全般を統括し、会長に事故ある時はその会務を代行する。
- 4 会計は、本会の経理処理並びに企画総務部会の部会運営を行う。
なお、事務局長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 5 部会長は担当部会の運営を行う。
- 6 監事は本会の会務及び執行状況を監査する。

〔役員任期〕

第8条 役員任期は2年とする。ただし、補充により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。

- 2 役員は、再任を妨げない。

〔役員 の 解任〕

第 9 条 役員は、心身の故障等により職務の執行に耐えられないと認められるとき、並びに役員として相応しくない行為があったと認められるときは、総会の過半数の同意により解任することができる。

第二章 会議

〔会議の種類〕

第 10 条 会議は、総会、役員会及び部会委員会とする。

〔総会〕

第 11 条 総会は当会の最高議決機関であり本会運営上の重要事項を決議する。

- 2 総会は会員をもって構成し、年 1 回 4 月に開催するものとし、会長が召集する。
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、重要事項の採決は過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は会長がこれを決する。
- 4 必要により会議を開く場合には、役員会の合議のうえ、会長の召集により臨時に会議を開催することができる。

〔役員会〕

第 12 条 役員会は会長が召集する。

- 2 役員会は、会長、事務局長、会計、部会長により構成され、本会の運営について協議する。
- 3 相談役は、役員の要望により顧問に任ずる。

〔部会委員会〕

第 13 条 部会委員会は部会長が、会長または事務局長の了承を得て召集する。

- 2 部会委員会は、部会長と部会委員により構成され、担当部会の具体的運営について協議する。

〔記録〕

第 14 条 総会、役員会の記録は、事務局長または会計が作成し会計が保管する。

第三章 会の運営

〔資産及び経費〕

第15条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

本会の資産は、会計が管理する。

〔事業計画年度・会計年度〕

第16条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〔事業報告・決算報告〕

第17条 本会の事業報告は、事務局長が作成し、決算報告は会計が作成する。

毎年、年度終了後、監事の監査を受け、総会の議決を経る。

会員会費細則

第1条 会則第3条第3項で定める会員の年会費は、1,000円とする。

以上